

農業委員会だより

令和4年12月 第64号(年2回発行) 編集・発行:板橋区農業委員会 電話 3938-5114



農業まつりの様子

第45回板橋農業まつり開催

11月12日(土)・13日(日)に、「第45回板橋農業まつり」が赤塚体育館通り周辺で開催されました。3年ぶりの開催ということもあり、2日間で延べ8万4千人と、多くの来場者で賑わいました。

また、今回は、新型コロナウイルス感染防止対策として、①各会場の入口に検温ブースの設置。②食べ歩き防止のための飲食スペースの確保。

③野菜のお宝分け、大根・人参収穫体験、けんちん汁の無料配布は例年と方法を変え、人数を限定した、事前申込制として時間を分けて実施するなど、各所で対策を講じながらの開催となりました。

そのような状況下においても、各会場で様々なイベントが開催され、大盛況となりました。裏面には、オープニングパレード、収穫体験や共進会の様子、共進会の入賞者一覧を掲載しています。

今回の実施方法は、コロナ禍においては、今後も農業まつりの新しい様式として受け入れていく必要があるものと考えております。



オープニングパレードの様子



収穫体験の様子



共進会の様子

令和4年度共進会 入賞者一覧

【蔬菜の部】

区長特別賞	ダイコン	田中 君代	様
区長賞	ブロッコリー	田中 耕太郎	様
	ダイコン	木村 博之	様
	キャベツ	木村 博之	様
	カブ	會田 幸夫	様
	ブロッコリー	會田 八重子	様
	ニンジン	田中 茂	様
農業委員会会長賞	ハウレンソウ	田中 將浩	様
JA 東京あおば組合長賞	キャベツ	田中 將浩	様

【果樹の部】

区長特別賞	カキ(太秋)	榎本 藤二	様
区長賞	ミカン	榎本 勇	様
	カキ(次郎)	岡田 キク	様
農業委員会会長賞	カキ(次郎)	坂本 健	様
JA 東京あおば組合長賞	カキ(次郎)	田中 耕太郎	様

【園芸の部】

区長特別賞	縮 緬 桂	杉田 秀昭	様
区長賞	ビオラ MIX	松澤 智昭	様
農業委員会会長賞	老爺 柿	杉田 秀昭	様
JA 東京あおば組合長賞	錦 松	池田 好男	様

【志村みの早生大根の部】

区長特別賞	木村 博之	様
区長賞	田中 耕太郎	様
農業委員会会長賞	稲垣 和男	様
JA 東京あおば組合長賞	山口 賢治	様

○各部門の区長特別賞、区長賞受賞者を掲載

新春七草がゆの集い

板橋ふれあい農園会と板橋区の共催で、令和5年1月7日(土)午前11時から区立城北公園内野球場で「新春七草がゆの集い」を行います(小雨決行)。オリジナル七草がゆの試食(先着1,000人)、区内産野菜・園芸品などの即売、繭玉飾りの展示などを行います。

農業まつり同様、入場口に検温ブースを設置するほか、客席兼・飲食スペースの確保、来場者のマスク着用や密集回避の注意喚起を行う等、感染症対策を実施しながら、新年を迎えて最初のイベントとして実施できればと考えております。ぜひご来場ください。

農地利用状況調査について

例年、10月は、農地管理推進月間として位置づけており、その一環として生産緑地地区及び相続税納税猶予制度適用農地を中心にパトロールを行っています。今年度は10月31日（月）に、区内すべての生産緑地の利用状況を調査しました。ほとんどの農地が良好に肥培管理されており、各農家の安心安全な野菜づくりに対する日々の努力と生産意識の高さがうかがわれました。しかし、一部で管理が不十分な農地がある事例もありました。今後寒さも本格化しますが、引き続き良好な肥培管理をお願いします。

肥培管理が適正になされていない生産緑地については、農業委員会で指導を行っています。

適正に肥培管理がなされていない場合、相続税納税猶予制度の適用が打ち切りになる可能性がございますので、日々の適正な農地の管理をお願いいたします。



肥培管理が良好な農地

農業スキル育成講習

本事業は、農業の後継者不足対策の一環としてたちあげ、将来的に農業者の耕作支援や区農業振興イベントの支援ができる人材の育成を目的として、自らの手で農作物を作る技術を持った「農のサポーター」を育成するため、令和4年度から実施しています。現在、区内農業者の染宮利章さん（現農業委員）指導の下、農業まつりの会場でもある「農業体験農園」において成増農業体験学校修了生4名が受講しており、必要な栽培技術・知識（安定した収量・品質の確保の為の高度な農薬の使用方法、土壌づくり等）を実技中心で学んでいます。



板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内

板橋区では、農業振興及び農地保全を目的とした推進事業費の補助金制度があります。

農業用ハウス施設の設置や補修費、トラクターなどの大型農機具の購入のための経費、板橋区民農園の整備経費など、条件を満たした方を対象に総事業経費の3分の1を補助する補助事業を行っております。

農機具の購入を考えている、或いは農機具が壊れてしまった等ございましたら、まずは赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続や共有持分の放棄、法人の合併等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の届出が必要です。権利を取得した日から10か月以内に農業委員会にお届けください。

また、権利を取得した農地（生産緑地以外）を転用する場合は、農地法第4条、または農地法第5条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

※ 転用とは、農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）に利用することです。

区民農園用地を探しています

区民農園は、毎年募集区画を上回る申込みがあり、抽選を行うほど、人気のある事業になっています。このため板橋区では、区民農園の新規開設に向けて、借用可能な農地を探しています。また、円滑化法の施行により、生産緑地もお借りできるようになりましたので、詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

農業者年金制度について

現在の農業者年金は加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金で、以下の3つの条件を満たす方が加入いただける将来に役立つ年金です。

<3つの条件>

- (1) 年間60日以上農業に従事している。
- (2) 20歳以上60歳未満である。
- (3) 国民年金第1号被保険者である。



メリット①将来受け取る年金給付額は、自分自身で納めた保険料と運用益で決まります。
メリット②支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となり、節税効果があります。

パンフレットを窓口を用意してあります。詳しくは、農業委員会事務局までご連絡ください。（農業者年金のお申込みは、JAの窓口になります）